ご案内

当院は、厚生労働大臣が認定した健康保険法等で規定される保険医療機関です。 平成18年3月6日付厚生労働省告示第107号に基づく「厚生労働大臣が定める掲示事項」は、下記の通りです。

[入院基本料に関する事項]

●1病棟 精神療養病棟 60床

当病棟では、1日に12人以上の看護職員(看護師・准看護師)及び看護補助者が勤務しています。なお、時間帯の配置は次のとおりです。

- ・8時30分~16時50分まで、看護職員及び看護補助者の1人当たりの受け持ち数は8人以内です。
- ・16時50分~0時40分まで、看護職員及び看護補助者の1人当たりの受け持ち数は30人以内です。
- ・0時40分~8時30分まで、看護職員及び看護補助者の1人当たりの受け持ち数は30人以内です。 (7時30分~8時30分まで、看護職員及び看護補助者の1人当たりの受け持ち数は20人以内です。) (8時30分~10時30分まで、看護職員及び看護補助者の1人当たりの受け持ち数は10人以内です。)
 - (16時00分~16時50分まで、看護職員及び看護補助者の1人当たりの受け持ち数は9人以内です。)
 - (16時50分~19時00分まで、看護職員及び看護補助者の1人当たりの受け持ち数は15人以内です。)

● 2病棟 精神療養病棟 60床

当病棟では、1日に12人以上の看護職員(看護師・准看護師)及び看護補助者が勤務しています。なお、時間帯の配置は次のとおりです。

- ・8時30分~16時50分まで、看護職員及び看護補助者の1人当たりの受け持ち数は8人以内です。
- ・16時50分~0時40分まで、看護職員及び看護補助者の1人当たりの受け持ち数は30人以内です。
- ・0時40分 \sim 8時30分まで、看護職員及び看護補助者の1人当たりの受け持ち数は30人以内です。

(7時30分~8時30分まで、看護職員及び看護補助者の1人当たりの受け持ち数は20人以内です。) (8時30分~10時30分まで、看護職員及び看護補助者の1人当たりの受け持ち数は10人以内です。)

(16時00分~16時50分まで、看護職員及び看護補助者の1人当たりの受け持ち数は9人以内です。)

(16時50分~19時00まで、看護職員及び看護補助者の1人当たりの受け持ち数は15人以内です。)

● 3病棟 認知症治療病棟 46床

当病棟では、1日に7人以上の看護職員(看護師・准看護師)と6人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯の配置は次のとおりです。

- ・8時30分~16時50分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は10人以内です。看護補助者1人当たりの受け持ち数は12人以内です。
- ・16時50分~0時40分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は46人以内です。看護補助者1人当たりの受け持ち数は46人以内です。
- ・0時40分~8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は46人以内です。看護補助者1人当たりの受け持ち数は46人以内です。 (8時30分~10時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は12人以内です。看護補助者1人当たりの受け持ち数は12人以内です。) (16時50分~19時00分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は23人以内です。看護補助者1人当たりの受け持ち数は46人以内です。) (17時30分~19時00分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は23人以内です。看護補助者1人当たりの受け持ち数は12人以内です。)

● 5病棟 精神一般病棟 52床

当病棟では、1日に11人以上の看護職員(看護師・准看護師)が勤務しています。なお、時間帯の配置は次のとおりです。

- ・8時30分~16時50分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は8人以内です。
- ・16時50分~0時40分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は26人以内です。
- ・0時40分~8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は26人以内です。

(7時30分~8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は18人以内です。)

(8時30分~10時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は11人以内です。)

(16時00分~16時50分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は9人以内です。)

(16時50分~19時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は13人以内です。)

● 7病棟 精神科急性期治療病棟 48床

当病棟では、1日に11人以上の看護職員(看護師・准看護師)と5人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯の配置は次のとおりです。

- ・8時30分~16時50分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は7人以内です。看護補助者1人当たりの受け持ち数は12人以内です。
- ・16時50分~0時40分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は24人以内です。看護補助者1人当たりの受け持ち数は47人以内です。
- \cdot 0時40分 \sim 8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は24人以内です。看護補助者の配置はありません。

(7時30分~8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は16人以内です。看護補助者1人当たりの受け持ち数は47人以内です。)

(8時30分~10時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は8人以内です。看護補助者1人当たりの受け持ち数は12人以内です。)

(16時00分~16時50分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は8人以内です。看護補助者1人当たりの受け持ち数は16人以内です。)

(16時50分 \sim 19時00分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は16人以内です。看護補助者1人当たりの受け持ち数は47人以内です。)

[地方厚生(支) 局長への届出事項に関する事項]

1. 当院は、次の施設基準に適合している旨の届	出を行っています	-	
□ 精神療養病棟入院料		看色	□ 精神科地域移行実施加算
□ 認知症治療病棟入院料1		精神科身体合併症管理加算	□ 精神科急性期治療病棟入院料 1
□ 検体検査管理加算 (I)		認知症專門診断管理料	□ 精神病棟入院基本料(15対1)
□薬剤管理指導料		抗精神病特定薬剤治療指導管理料	□ 精神科ショート・ケア「大規模なもの」
		療抵抗性統合失調定治療指導管理料に限る。)	□ 精神科デイ・ケア「大規模なもの」
□ 精神补流急入院施设管理加算		医療保護入院等診療料	□ 精神科デイ・ナイト・ケア
□ 依存症入院医療管理加算		認知療法・認知行動療法1	□ CT撮影(16列マルチスライスCT)
□ 精神科急性期医師配置加算	_	感染対策向上加算3	□ 入院ベースアップ評価料
	-	患者サポート体制充実加算	
□ 医療女主对未加算 2 □ 後発医薬品使用体制加算 1		早期診療体制充実加算	
		干块的分家件的几天加昇	□ 経到蓋磁気刺激療法
2. 当院は、入院時食事療養/生活療養(I)の しています。)届出を行っており)、管理栄養士によって管理された食事を適	時(夕食については午後6時以降)、適温で提供
の分かる明細書を無料で発行しています。			、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目 発行しています。発行を希望される方は、会計窓口に
	Dき・税込) 713号室、71 どそれに密接に関連	. 5号室、716号室、717号室、718·	号室、720号室、721号室、722号室 の徴収や、『施設管理費』等の曖昧な名目での費用
□ おむつ代 (1枚につき・税込)			
紙おむつ 83円~98円			
尿パット 29円			
リハビリパンツ 65円~72円			
J/ (CJ/ (J) 0311 /211			
 「保険外併用療養費に係る事項」 特別の療養環境の提供 当院は、室料差額を負担して頂く病室が下記これら以外の病室については、室料差額は頂口 □ 2病棟 特別室 1床1室:218号室 個室 1床3室:220号室、2人室 2床1室:223号室 □ 7病棟 個室 1床1室:722号室 	きません。	(1日につき 1,650円 税込)	o
[厚生労働大臣が定める掲示事項] □ 預かり金管理料:55円(1日につき・移	治入)		
[長期収載品の処方に係る保険外併用療養費] (選	錠療養) られず、患者さんの		薬品との差額の一部(後発品最高価格帯の差額の4分 はなりません
[公的保険給付とは関係のない文書の発行に係る費] 用]		
文書料(1枚につき・税込)	- ·		
一般診断書(医証)	2,200円	施設入所診断書・健康診断書	3,300円
年金診断書(新規)	7,700円	年金診断書(更新)	5,500円
受給状況等証明書(年金診断用初診証明書)	2,200円	入院・通院診断書(保険会社)	4,400円
自立支援通院公費診断書(診断書あり)	3,300円	自立支援通院公費診断書(更新)	2,200円
精神障害者保健福祉手帳(診断書あり)	3,300円	精神障害者保健福祉手帳(更新)	2,200円
死亡診断書	4,400円	死亡診断書(2枚目より1枚につき)	1,100円
	4,400 円 11,000 円	死亡診断者(2 秋日より 1 秋に 20) 雇用保険受給証明書	2,200円
	-	准用保架支給証明書 成年後見用裁判所提出用診断書	·
おむつ使用証明書	2,200円		5,500円
運転免許用診断書	4,400円	面談料	3,000 円